様式第七（第三十三条関係）

（表）

第　　号

この証明書を携帯する者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第26条に規定する権限を行う特定外来生物被害防止取締官である

写真

官職及び氏名

年　月　日発行

主　務　大　臣　　印

（裏）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋

（取締りに従事する職員）

第26条　主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第９条の３第１項、第10条第１項若しくは第２項、第24条の２第１項から第３項まで、第24条の５第１項から第３項まで又は第24条の６に規定する権限の一部を行わせることができる。

２　前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員（次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　（略）

第35条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第10条第１項、第24条の６又は第24条の７第５項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第10条第２項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三　第24条の２第１項又は第24条の５第１項の規定による立入検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考　この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格Ａ６とする。